

指定通所介護事業所「デイサービスセンターなごみ」

運 営 規 定

(事業の目的)

第1条 当事業所が行う指定通所介護事業（通所介護サービス）は、高齢者が要介護状態となった場合においても、居宅介護支援事業が行うサービス提供計画に基づいて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所介護事業（通所介護サービス）は、利用者の負担の軽減又は悪化の防止又は要介護状態となることのないよう、その目標を設定し、心身の状態等を踏まえて計画的に行う。
- (2) 事業者自ら、その提供する指定通所介護事業（通所介護サービス）の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (3) サービスの提供にあたっては、指定通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営むのに必要な援助を漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。
- (4) 従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (5) 指定通所介護（通所介護サービス）の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 常に利用者の心身の状況を的確に把握し、その置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを希望に添って適切に行う。特に認知症状態にある要支援者に対しては、その特性に応じたサービスの提供が出来る体制を整えとともに、必要に応じ適切な相談及び助言を行う。
- (7) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (8) 事業所は、第一号通所介護（指定介護予防通所介護相当サービス）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターなごみ
- (2) 所在地 青森県平川市柏木町藤山 30-35

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者兼相談員（介護支援専門員、介護福祉士）1名
指定通所介護計画の作成・説明を行い、従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
- (2) 生活相談員（介護福祉士、介護支援専門員）1名
生活指導その他の指定通所介護の提供にあたります。
- (3) 介護職員 3人（介護福祉士）
指定通所介護サービスの提供に当たる。
- (4) 看護職員 1名（非常勤1名）
看護及び機能訓練指導、その他の指定通所介護サービスの提供。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日・・・日曜日を除く月曜日から土曜日で、祝日及び国民の休日は営業する。
但し、お盆期間8月13日、年末年始期間12月31日から1月3日までは休業とする。
- (2) 営業時間・・・通常の時間帯は、午前8時00分から午後5時30分までとします。
- (3) サービス提供時間・・・通常の時間帯は、午前9時30分から午後3時45分までとします。但し、希望により延長サービスを利用することも出来ます。

(利用定員)

第6条 利用定員は、通所介護定員の30人を超えない範囲で行う。

(指定通所介護事業（通所介護サービス）の内容)

第7条 当事業所が行う指定通所介護の内容は、次の通りです。

- (1) 健康状態の確認・・・血圧・脈拍・顔色・全身状態・発汗・体温等について、看護師等による問診を行い健康状態のチェックを行う。
- (2) 生活指導の実施・・・専任の生活相談員による情報収集、生活上の助言・情報提供・話を聞くこと等による心理的支援を行う。
- (3) 機能訓練・・・機能訓練指導員による日常生活や動作に関する訓練を計画的に行う

他、心身機能の維持に留意し、集団リハビリテーション、レクリエーションを通じて利用者の社会的孤立感の解消に努める。

- (4) 送迎・・・利用者の居宅から事業所まで「戸口から戸口まで」をモットーに実施する。
- (5) 入浴・・・利用者に対し、一般入浴介助を行う。また、希望によりラジウム岩盤浴も利用できる。
- (6) 利用者の心身の状況に合わせて作成された第一号通所介護計画に基づき様々なサービスを提供します。
- ・体位交換・・・寝たきりの利用者には褥瘡防止のための体位変換を行う。
- ・更衣介助・・・入浴後、衣類の着脱の介助等を行う。
- ・排泄援助・・・おむつ交換、トイレへの移動による排便・排尿介助等を行う。
- ・食事介助・・・必要に応じた食事摂取に伴う介助を行う。
- ・清拭介助・・・入浴が出来ない場合でも、清拭、手・足浴等清潔に関する介助を行う。
- ・洗顔・身体整容・・・洗顔、歯磨き、爪切り等の日常的な整容を行う。
- ・その他・・・必要に応じた身体介護を行う。

(利用料その他の費用の額)・・・料金表参照

第8条 当事業所の利用料は、以下の通りとする。

- (1) 指定通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所介護が法定受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は全額（10割）自己負担とする。
- (2) 次条の通常の事業実施地域以外の地域に住む利用者に行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
 - ア、通常の実施地域を超えた地点から片道5km未満の場合・・・片道200円。
 - イ、通常の実施地域を超えた地点から片道5km以上の場合・・・片道200円に1km増すごとに50円を加算する。
- (3) 利用料の徴収にあたっては、あらかじめ利用者、又はその家族にサービス内容及び費用について説明を行い、同意を得た上で行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、以下の地域である。

- (1) 大鰐町、田舎館村全域及び平川市の僻地の一部を除く全域（「僻地の一部を除く」とは、山村振興法第2条に指定された小国、切明、葛川、善光寺平の各地域を除いた地域）。
- (2) 黒石市の一部の地域を除く全域（「一部の地域を除く」とは、国道102号線

紅葉大橋以南、十和田湖周辺地域の黒石市大字板留、大字二庄内、大字沖浦の各地域と国道394号線黒石市大字南中野以南、酸ヶ湯周辺地域の黒石市大川原、大字沖揚平の各地域を除いた地域)

- (3) 弘前市の一部の地域(弘前市の一部の地域とは、弘前市大字福村、大字新里、大字川合、大字石川、大字乳井、大字薬師堂の各地域)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 指定通所介護事業(通所介護サービス)の提供にあたっての留意事項は次の通りです。

- (1) 事業所内では飲酒をしないこと。
- (2) 喫煙は、定められた場所ですること。
- (3) 従業者の指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第11条 当事業所の従業者は現にサービス提供を行っている時に、利用者の病状の急変が生じた場合、また、必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講ずると共に、管理者に報告します。

(衛生管理)

第12条

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする)を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備する。
 - ・事業所において、従業者に対し感染症の予防およびまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条

- 1、事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供を継続的に実施する為、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該ご有無継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2、事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 14 条

- 1、事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2、事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 管理者は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための防災計画に基づき、非常災害等に備えるため、年 2 回以上の避難・救出訓練や、その他必要な訓練を行います。

(秘密保持)

第 16 条 当事業所の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。退職など従業者でなくなった後においても、これらの秘密を漏らすことのないように、当事業所は勤務する者に対し、あらかじめ、その事項を盛り込んだ雇用契約書で説明し、同意の上、雇用契約をする。

(個人情報の保護)

第 17 条

- 1、事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2、事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待の防止)

第 18 条

- 1、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について介護従業者に周知徹底を図ること。
- 2、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における虐待防止の為の指針を整備すること。
- 3、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者において、介護従業者に対し虐待防止の為の研修を定期的実施すること。
- 4、前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
担当者：所長

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条

- 1、当事業所は各週に職員の日々の勤務時間や職務の内容等を明確にした勤務表を作成し、これを事業所内の目立つ場所に掲示します。
- 2、当事業所は、従業者の資質向上のため研修の機会を設ける。
 - (1) 採用時研修・・・採用後、2ヶ月以内に行う。
 - (2) フォローアップ研修・・・採用後6ヶ月に行う。
 - (3) 継続職員研修・・・年2回、不定期に開催する。
- 3、当事業所は、利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、苦情相談の窓口として、生活相談員を充てるとともに、事務室に「ご意見箱」を設置し、意見の収集を行い、改善に努める。
- 4、当事業所のサービス提供時に第三者行為等による事故等、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償する。この為、当事業所は、あらかじめ損害賠償保険に加入している。

- 5、事業所は、適切な指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から
職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上
必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを
防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6、事業所は、指定通所介護〔指定予防通所事業〕に関する記録を整備し、そのサービス
を提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 7、この規定に定めるもののほか、当事業所の運営に関する事項は、医療法人みらい会と
管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、

平成16年11月1日から施行する。

平成17年6月30日一部改正施行（別表、従業員の数の変更）

平成17年10月1日一部改正施行（食材費の廃止、食費の新設）

平成18年4月1日一部改正施行（介護保険法の改正に伴う変更及び新市誕生に伴い一
部住所表記の変更）

平成25年4月1日一部改正施行（介護保険法の改正に伴う変更）

平成30年4月1日介護保険法の改正に伴う変更

令和3年4月1日付、虐待防止の為の措置に関する事項の追加。

令和4年1月1日付、運動器機能向上加算、生活機能向上連携加算に伴い料金表の変更。

令和4年7月1日付、栄養アセスメント加算算定に伴い料金表の変更。

令和8年6月1日付、食費変更。